



## 労災裁判第2回控訴審が行われました！



8月3日(水)午前10時30分から東京高等裁判所第809法廷で控訴審2回目の審理が行われました。今回も県外の方を含め37人の支援者が傍聴しました。

はじめに裁判長から、控訴人(田門弁護士)から7月1日に準備書面が提出されたことが告げられ、被告(国)に反論の意思の確認があるかどうかの確認がありました。国は「考えていない」との回答で、重ねて裁判長が「関係ないということか」と念を押されました。続いて田門弁護士に発言を求め、弁護士からは「国側の反論がなければこれで審理を終了して構わない」との回答がありました。ここで3人の裁判官による合議(裁判官別室に移動)が行われ、裁判長から今回で審理を終了すること、判決は、12月28日(水)午後1時15分から、同じ809法廷で行うと通告があり、約10分程度で、審理は終了しました。

### § § 報告会 § §

続いて、弁護士会館に会場を移して報告会が行われました。報告会では、支援する会の河合会長から、7月28日に障害者基本法が国会を通過し、手話が言語として認められたが、手話通訳者の身分は不安定のままであること。専任手話通訳者は非常勤などが多く不安定な身分であること、登録手話通訳者は労働者性の問題や低賃金(報酬)などの課題がある。制度のあり方についての討議に結びつけていく必要がある。本日の傍聴者を見てもほとんどが女性。手話通訳のほとんどが女性。男性も安定して働くことができる労働として確立しなければならないと思う、との発言がありました。



田門弁護士からは、今回初めて傍聴した方もあることを踏まえて、頸肩腕障害発症から労災申請し、却下されたこと。そして2008年(平成20年)10月に東京地方裁判所に提訴し、12回の公判を経て敗訴したこと。東京高等裁判所に控訴して本日が2回目であることの説明がありました。

当方の主張は、大きく2点。一点目は、登録手話通訳者の労働者性の問題、登録手話通訳者は労働者であるということ、楽団員が労働者と認められた最高裁判例など最近の判例をもとに主張を行った。二点目は、内山さんがコーディネーターも含めて手話通訳で頸肩腕障害を発症したことを、「20分以上継続して手話通訳を行わないこと」とした厚生労働省通達や、峠田医師、渡辺医師の「15分以上継続して手話通訳を行うことは心身の負担が重すぎる」という見解を提出したことの説明がありました。判決は12月28日と5か月近く間が空くことについて、一般の裁判と比して長く感じるが、裁判官が十分審議する時間を取ったということだと思ふ、簡単に判決が出せる内容ではないと考えているのだろう。判決は年末になるが是非傍聴にきてくださいと結びました。

斎藤CWからは、判決までの期間について、高等裁判所まであがるケースはあまり多くない。地裁の判決を受け、同じ判決の場合は判決まで期間が短いことが多い。今回は審理を中断して行った合議も長かった。いろいろ想像はできるが、とにかく待つしかない。渡辺医師は、内山さん

は登録も含めたすべての手話通訳によって頸肩腕障害を発症したとっている。仮に登録の部分を除いても相対的有力原因に当てはまる。地方裁判所の判決は厚生労働省の考え方からはずれてしまっている。是正していく必要がある、との発言がありました。



最後に内山さんから、「12月に判決とのこと、クリスマスも忘年会もできませんね。」と場を和ませたあと、「発症して10年、裁判を起こしてから3年、この間皆さんに支えてきていただいたことに感謝します。裁判所を含めて行政等が手話通訳について知らなすぎるのがこのような結果になっていると考えます。」と話され、毎回応援していただいたことに対してお礼の言葉がありました。

最後に傍聴者からの質疑があり報告会を終了しました。主な質疑は次のとおりです。

(質問) 障害者基本法や障害者権利条約などは判決に影響するのか。(田門) 判決に影響を与えるであろう。また、裁判には直接関係ないが、派遣事業実施事業者が登録手話通訳者と雇用契約を結ばなければならなくなっていくだろうし、登録手話通訳者に対するお金の支払い方法も、登録手話通訳者が安心して活動していけるように変えていかなければならないと思う。

(質問) 一審判決は、労災認定基準を機械的に当てはめた結果のように思うが(斎藤) 現在の認定基準は整形外科的な狭い病気のとらえ方をしている。それを、精神的負担も含めた疲労・過労について、実際には脳の疲労部分が大きいということなどを運用で対応させていくことになるのではないかと。(質問) 労働者と労働者性の違いは(田門) 労働者であるかどうかを判断する目安が労働者性。(質問) 国の態度の意味は(反論しないという)(田門) 想像だが、現在、国は労働組合法の検討会を立ち上げていることに関係しているかもしれないが、何で関係ないといっているかはわからない。(斎藤) 労働者について、労働組合法上と労働基準法上で考え方が違うという意見もある。高等裁判所で踏み込んだ判決があれば・・・とにかく待つしかない。

判決は12月28日(水)午後1時15分から東京高等裁判所第809法廷  
今後ご支援のほどよろしく願いいたします。

**次回は12月28日(水)**  
**午後1時15分から**  
**(集合:午後12時45分)**  
**集合場所 東京高等**  
**裁判所 809号法廷前**



現在の募金額(8/18現在)  
**1,868,814円**

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T/F 048-653-7324

郵便振替 10310-0-39828751 「内山さん労災裁判を支援する会」